

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示について（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

## 1. 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第28条の規定に基づき、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成21年厚生労働省告示第509号）の一部を改正するもの。

## 2. 改正の内容

### 1 家族の介護に直面した労働者に対する個別の周知等及び雇用環境整備

#### (1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置（第二五の三(一)、(二)）

① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を知らせる措置並びに介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る労働者の意向を確認するための措置は、労働者による介護休業申出及び介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、取得や利用を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は、改正法第1条による改正後の育児・介護休業法（以下単に「法」という。）第21条第2項の措置の実施とは認められないものであることを規定する。

② 介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る労働者の意向を確認するための措置については、事業主から労働者に対して、意向確認のための働きかけを行えばよいものであることを規定する。

#### (2) 介護に直面する前の早期の両立支援制度等に関する情報提供（第二五の三(三)）

法第21条第3項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を知らせる際には、介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等と介護保険制度の内容を同時に知ることが効果的であることから、介護保険制度についても併せて周知することが望ましいものであることを規定する。

#### (3) 個別周知や早期の情報提供の際の対応（第二五の三(四)）

法第21条第2項及び第3項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を労働者に知らせるに当たっては、次に掲げる法に規定する介護休業及び介護両立支援制度等の趣旨も踏まえることが望ましいものであることを規定する。

- ・ 介護休業に関する制度は、介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものと位置付けられていること。
- ・ 介護休暇に関する制度は、介護保険の手続や要介護状態にある家族の通院の付き添いなど、日常的な介護のニーズにスポット的に対応するために取得できるようにするものと位置付けられていること。
- ・ 介護のための所定労働時間の短縮等の措置その他の仕事と介護の両立のための柔軟な働き方に関する制度及び措置は、日常的な介護のニーズに定期的に対応するために利用できるものと位置付けられていること。

(4) 介護休業及び介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置（第二 六の三、八の二）

雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっては、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいものであることを規定する。

2 3歳になるまでの子を養育する労働者のための所定労働時間の短縮措置について（第二九(三)）

育児のための所定労働時間の短縮措置は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとした上で、1日の所定労働時間を5時間とする措置又は7時間とする措置、1週間のうち所定労働時間を短縮する曜日を固定する措置、週休3日とする措置等も併せて設定することが望ましいものであることを規定する。

3 プライバシーへの配慮（第二 十三の二）

妊娠・出産等に関する情報や、家族の介護を行っている又は直面していることを職場で明らかにしたくない等の事情を抱える者もいることに対する配慮が必要であるため、妊娠・出産等や家族の介護に関する情報が適切に管理されるよう、事業主は、労働者から当該情報の取扱いに係る意向が示された場合には、その意向を踏まえ当該情報の共有の範囲を必要最小限とすることや、当該労働者の意向に沿えない場合には、その理由を説明する等の配慮をすることを規定する。

4 その他

その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- 育児・介護休業法第28条

4. 適用期日等

- 告示日：令和6年9月上旬（予定）
- 適用期日：令和7年4月1日